

学校法人中村産業学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

2026 年 9 月 10 日

1. はじめに

学校法人中村産業学園(以下「本学園」という。)は、本学園の教職員に対するカスタマーハラスメント(教職員を傷つけ、職場環境や教育研究環境を害する行為)に対応するため、「学校法人中村産業学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定しました。

本学園は、本方針に則って、カスタマーハラスメントに対して毅然とした態度で対応し、教職員を保護するとともに、健全な職場環境と教育研究環境の維持及び向上のために行動します。

2. 本学園におけるカスタマーハラスメントの定義

学生、保証人、卒業生、取引先等、本学園の全てのステークホルダーの言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害されるもの。

3. カスタマーハラスメントに該当する行為の例

- (1) 暴行、傷害、物を投げつける、わざとぶつかる、唾をはきかける等の身体的攻撃
- (2) 暴言、侮辱、人格否定、名誉毀損、中傷、土下座の強要、差別的言動等の精神的攻撃
- (3) 威迫、脅迫、過度な叱責等の威圧的な言動
- (4) 正当な理由のない謝罪、処分、特別対応等の要求
- (5) 同一内容の要求や苦情を執拗に繰り返す行為
- (6) 長時間の拘束、頻繁な連絡等による就業環境及び教育研究活動の妨害
- (7) 無断での撮影、録音、情報の公開、その他プライバシーを侵害する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、就業環境及び教育研究活動を著しく害する行為

4. 本学園におけるカスタマーハラスメントへの対応

- (1) 本学園がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、その態様及び程度に応じて、対応方法の変更、対応の終了、施設への立入制限その他必要な措置を講じます。
また、特に悪質と判断した場合、警察、弁護士その他の関係機関と連携し、厳正に対処します。
- (2) 本学園は、カスタマーハラスメントへの適切な対応、事実確認及び教職員の安全確保のため、必要に応じて面談、電話その他のやり取りを録音、録画等により記録し、保存する場合があります。
- (3) 発生した事案については、原因分析を行い、再発防止に向けた取組を推進します。